

# 人吉市農業委員会定例総会

(第10回)

令和2年9月25日

人吉市農業委員会

# 人吉市農業委員会定例総会会議録

令和2年9月25日

スポーツパレス東側プレハブ1階

## 議事日程

- 日程第 1 議第 55 号 農地法第3条の許可申請に対する許可の決定について  
日程第 2 議第 56 号 農地法第4条の許可申請に対する許可の決定について  
日程第 3 議第 57 号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農業委員  
会の意見決定について  
日程第 4 議第 58 号 非農地証明願について

## その他協議報告事項

### ○ 出席農業委員（10名）

会 長	10番	宮 崎 右 男
会長職務代理者	9番	上 野 博 司
委 員	1番	山 本 一 精
同	2番	永 石 栄 二
同	3番	永 田 正 輝
同	4番	林 主 一
同	5番	恒 松 信 孝
同	6番	中 嶽 修 平
同	7番	福 屋 智 香 子
同	8番	堤 千 鶴 子

### ○ 出席推進委員（12名）

委 員	11番	向 岩 敏 雄
同	12番	西 門 泰 人
同	13番	松 下 慎 吾
同	14番	山 本 雄 二
同	15番	竹 田 博
同	17番	簀 田 秀 彦
同	19番	元 田 和 弘

同	20番	北村和人
同	21番	迫田公江
同	22番	仲村建彦
同	24番	東悟
同	25番	原口政廣

○欠席した委員

推進委員	16番	有瀬英憲
同	18番	淵上澄雄

○欠員

推進委員	23番
------	-----

議事録署名農業委員	4番	林主一
議事録署名推進委員	12番	西門泰人

職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

局	長	村口憲彦
次	長	和泉光代
主	席	豊永英紀
主	任	宇高美紀

開会：9時30分

○（議長）おはようございます。本日は16番委員、18番委員から欠席届が出ておりますが、会議は出席委員が定足数に達しておりますので成立いたしました。

ただ今から令和2年第10回人吉市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事録署名委員に4番委員、12番委員を指名します。

それでは議事に入ります。本日の議事日程の朗読を行います。事務局長お願いします。

○（事務局長）議事日程 朗読

○（議長）それでは日程第1・議第55号を議題といたします。事務局次長お願いします。

○（事務局次長）日程第1・議第55号 朗読

○（議長）1番は私の調査案件となりますので、議長を職務代理者と交代いたします。

（議長を職務代理者と交代する）

○（職務代理者）議長を交代いたしましたので、ご審議よろしくお願ひします。

1番について10番委員の調査報告をお願いします。

○（10番委員）おはようございます。議第55号、農地法第3条の許可申請に対する1番の報告をいたします。農地の所在は記載のとおりでございます。地目は田と畑で15筆ございます。内訳としまして、田が3,813㎡と畑が9,969㎡、合計の13,782㎡でございます。3条の無償移転となっております。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。理由としましては、譲渡人の農業経営の縮小と譲受人の農業経営の拡大となっております。無償移転としては面積が大きい訳でございますが、これは兄弟でございます。譲受人が妹さんで、譲渡人がお兄さんになられますが、3年前くらいに家で倒れられ、現在は施設に入院しているということでした。管理等の作業が出来ずに譲渡人が倒れたあとは、譲受人が全筆管理しておられるということでございます。譲渡人の持ち分が14,657㎡で申請面積と875㎡の誤差があるわけですが、この場所につきましては、昨年も西瀬地区で所有されているところを確認しておりますが、非常に荒れておりまして、耕作が出来ないということで申請面積には入っていないということでございます。場所は位置図1ページと2ページのとおりでございます。利用内容については水稻、栗、野菜の栽培を行うということで贈与でございます。調査書をご覧いただきたいと思ひます。1番、4番、5番、7番に該当しないということで、皆さんのご審議の方をよろしくお願ひします。

○（職務代理者）ありがとうございました。ただいまの報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○（職務代理者）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況をみて）

○（職務代理者）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。

ご審議ありがとうございました。議長を会長と交代いたします。

( 議長を会長と交代する )

- (議長) 2番について3番委員の調査報告をお願いします。
- (3番委員) おはようございます。議第55号、農地法第3条の申請書に対する2番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、農用内で面積は1筆の1, 460㎡です。無償移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりで、場所は別紙位置図3ページのとおりです。申請事由は譲渡人の農業経営の廃業、譲受人の農業経営の拡大ということです。なお、譲受人は栗3丁と米7丁を作っておられます。譲渡人、譲受人は親子関係ということで贈与ということになります。続いて調査書をご覧ください。1番、4番、5番、7番は該当しません。よって総合判断としまして、許可相当と判断いたしましたので、ご審議の方よろしくお願いたします。

- (議長) ありがとうございます。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- (議長) 質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

( 挙手の状況をみて )

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。  
3番について、7番委員の調査報告をお願いします。
- (7番委員) おはようございます。農地法第3条の3番についてご報告いたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、農用外で面積は301㎡となっております。無償移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請理由といたしまして譲渡人の農業経営の縮小と譲受人の農業経営の拡大となっております。これは贈与となっております。譲渡人は遠くに住んでおられますし、こちらのほうに親も兄弟も誰もいなくなったということで、ずっと譲受人が申請地をこれまでも管理されてきたということで、今回、贈与することになったということでございます。位置図は4ページです。調査書をご覧ください。1番、4番、5番、7番に該当せず、許可相当と判断いたし

ましたので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。  
4番と5番について9番委員の調査報告をお願いします。

- （9番委員）おはようございます。議第55号、農地法第3条の許可申請に対する4番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、面積は2筆で1,287㎡、有償移転であります。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請の理由は譲渡人の農業経営の縮小、譲受人の農業経営の開始となっております。申請書によりますと、譲受人は現在、会社の役員をされておられまして新規就農者として農業経営を開始し、申請地においては飼料のイタリアンを栽培するというものであります。また、年間を通じ常時従事するというになっております。当初、譲渡人の親戚より実は担当区域の最適化推進委員であります24番委員のほうに相談があつておりましたので、2人で9月22日の午後から現地調査と譲受人への聞き取り調査を行いました。ただ、申請書と営農計画書を見る限りでは新規就農者とありましたので、自分で耕作をされるのかを私自身、疑問にありましたので経営方法、機械の保有状況などをいくつかお尋ねしました。資料によりますと営農計画書では資金計画の収支では当初から最終年の目標年度まで年間所得が2万1千円という見込みになっております。まず、営農計画では知人の牧場が2軒ほどあつてその牧場が収穫作業を行うことによって、機械、器具、整備、準備資金等も不要とありました。また、保有するの農機具欄も見る限り空白でしたので、そこで3点ほど質問をさせていただきました。まず、1番目に2軒あるうちのどなたが収穫作業を行うのか、2番目に収穫作業を行うということになっておりましたので、収穫までの耕起、播種作業を誰がどうやって行うのか、3番目に機械の所有状況で農機具等も無いということをおっしゃっていたので、導入の予定もないのかをお尋ねしました。1番目については今現在、すでに耕作されておりましたので、収穫作業については本日も出席されております5番委員が行うということをお願いをしているということでございました。2番目の収

穫までの作業については、同じく5番委員のほうに全てお願いをしているということでもございました。3番目の機械については、実はここに入るまでの搬入路が壊れておりまして、機械を入れるために道が難しいということで今のところ機械の購入の予定は無い。ただ、しばらくは5番委員にいろいろと教えていただくという考えているということをお聞きしております。申請地は別紙の位置図5ページのとおりです。実はこの申請地までの間には会社からその間に非農地がありまして、その土地を既に購入され、会社のほうで掘削等の作業をされておられました。また、その土地を利用して申請地に上がる兼用通路も既に作られている状況です。労働力はこのように依頼はされますが、生育状況の確認や他のいろいろなところは譲受人自身がするということでした。当然、農地を5年以上継続して適切に耕作する旨の誓約書の提出をされておられます。そのようなことから調査の結果、1番、4番、5番、7番につきましては、該当しないと判断いたしました。皆様のご審議の方よろしくお願いたします。

それでは続きまして、5番の報告をいたします。議案書をご覧ください。地目は田、面積は1筆で751㎡、無償移転であります。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請の理由は譲渡人の農業経営縮小、譲受人の農業経営の拡大となっております。譲受人は農機具屋さんに勤めておられますので兼業農家ではありますが、以前から水稲や飼料作物のWCSなどを耕作されております。現地の確認をした時にも申請地には水稲が作付されておりました。申請地については今後も水稲を栽培していくということでもございました。なお、譲渡人は遠方に居住されておりまして、もう農業に従事する予定はないということで、現在の耕作者である譲受人へ無償で所有権移転手続き等も全て譲渡人が行うということでもございました。申請地は別紙位置図6ページのとおりです。調査の結果、1番、4番、5番、7番は該当しないと判断いたしましたので、ご審議の方よろしくお願いたします。

- （議長）ありがとうございました。4番の報告について質疑はありませんか。
- （25番委員）事務局にお尋ねします。譲受人が新規就農者ということですが、市から5年間で250万円ほど出る補助金があったと思います。それに該当するのでしょうか。
- （事務局 豊永主席）お尋ねの新規就農者ですが、農業委員会で受けている新規就農者は補助や融資制度を利用するものではございません。農業振興課で受けている新規就農者が認定新規就農者といひまして、そちらの認定新規就農者はそういう制度を利用することが出来るとなっておりますので、4番の譲受人のほうは補助金や融資制度を利用することは出来ません。以上です。

- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。
  
- （4番委員）4番についてですが、新規就農者が土地の取得が出来るのであれば、譲受人が耕作せず他の方に全部丸投げしていると思います。私もそのような相談を受けたことがあります。そのようなことで3条の許可が出来るのでしょうか。
  
- （事務局 豊永主席）新規就農の計画によりますと、最初の播種の状態から収穫まで機械が無いので委託をされるということでしたが、もちろん途中で作業がいくらかは入ってくるかと思いますが、確かに飼料作物なので他の野菜とかと比べると、途中の管理作業というのは手間がかからないかと思いますが。農業に携わるということは計画の書面上では見えますが、それに対して農業をしないということは出来ません。書面上では譲受人が機械等を持っていないので、委託をしながら農業に従事していくという内容の申請を受け付けております。
  
- （2番委員）農業振興課にも同じような新規就農の書類を出されていて、一つは農業委員会だけの判断だと思いますが、このような内容で新規就農として受け付けても構わないという判断でしょうか。いざというときに本当の新規就農者なのかと誤ってしまいます。
  
- （事務局 豊永主席）先ほどの質問と同じような答えとなってしまいますが、確かに丸投げのような形になっておりますが、全く農業に携わらないということはできないと思いますので、一連の作付から収穫までの作業の中で、確かに播種や収穫が半分以上メイン作業と言われればそうなのですが、そこは機械が無いのでお願いしつつも、ほ場の管理や生育管理を行っていくということで受け付けました。以上です。
  
- （議長）ほかに質疑はありませんか。
  
- （7番委員）農業をするということで新規就農ということで出ていますが、先ほど収入も2万円程度ということですが、飼料作物の場合、全く収益は無いと思います。営農という形でなくても新規就農になるのでしょうか。
  
- （事務局次長）今、皆さんおそらく農業振興課のほうの認定新規就農者と混合されておられるようです。新規就農というのは例えば奥さんが家で少し機械も何にも無いが、鋤を持って畑を始めましたというのも新規就農になります。農業を始めることを新規就農といい、営農ではなく我が家で自作をするのも農業です。農業委員会では農業を始めますとおっしゃれば新規就農になります。いわゆる農業者の中の認定農業者みた



いなもので、新規就農者がたくさんいる中で認定を受ける人たちが農業振興課の届出をされるということです。新規就農といわれるものは年金の勧誘のときにもありますが、年間60日以上農業に携わっていれば、家庭菜園でも良いというようなやつになります。実際に営農をされていなくても農業をされていれば新規就農者になります。ただ、今回の場合、本当に農業をされるのかを問題視されておられますが、どうかというのは置いておいて、新規就農というのは絶対に届出しなさいといけないということはありません。例えば息子さんがお父さんの手伝いを少し始められたというのも新規就農になります。ある程度営農をして、収入があつて認定を受けたいと申請をされる方たちだけが、補助金も関係しますので農業振興課の担当になりますが、新規就農というのは浅く広く農業を始めた方を新規就農といいます。機械が無くとも新規就農は出来ますが、例えば農業委員会のほうに3条を申請して機械がないと出来ない場合には、きちんと営農計画で機械は借りられるのか、どうされるのかを提出していただくことになっております。以上です。

- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。
- （17番委員）お尋ねします。新規就農で農作業従事日数が年間150日以上でなければ就農出来ないということもあるのでしょうか。
- （事務局次長）先ほどもご説明いたしましたが、年間60日以上あれば満たします。
- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。
- （3番委員）再確認ですが、今回の3条の場合でも土地の移動が有償、無償関係なく移動できるということですか。
- （事務局長）昨年、別段面積を設定いたしまして、農用外については1反以上の場合だったら移動ができると要項を定めましたので、それに該当する場合は可能であるということでございます。
- （事務局次長）できるかどうかについては今から皆さんで判断していただくことであつて、事務局が判断することではありません。今の話を聞いて譲受人が本当に新規就農できちんとされるかを判断していただくことになります。できるかどうかは今から話させていただきますので、よろしく願いいたします。
- （9番委員）一言だけ付け加えさせていただきます。譲受人は実際には申請地から離れ

たところに住んでおられますが、譲受人の会社が申請地のすぐ下にあります。会社から申請地までは2～3分で行けます。譲受人がそのような場所におられる方で、会社にも毎日出勤されますので、そのような点も含めて判断をしていただければと思います。

- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって4番は原案可決いたしました。  
では、5番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって5番は原案可決いたしました。  
日程第2・議第56号を議題といたします。事務局次長をお願いします。

- （事務局次長）日程第2・議第56号 朗読

- （議長）1番について4番委員の調査報告をお願いします。

- （4番委員）おはようございます。農地法第4条の1番の調査報告をいたします。議案書をご覧ください。また、位置図は7ページとなっております。農地の所在は記載のとおりとなっております。地目は田、農振区分は農用外、面積は513㎡。申請人は記載のとおりでございます。転用目的といたしまして、農業用施設。転用理由といたしまして、農業車両及び資材置場となっております。申請地は第2種農地、農業振興

地域内、都市計画区域外となっております。着工と完了は記載のとおりです。申請人は申請地の周りに50アールほど農地を所有しておられますが、入り作と申しますか市外から来られる方です。農業機械等を市外から移動するのに大変ということで、今回の申請に至ったということでございます。審査表をご覧ください。立地基準は記載のとおりです。一般基準の1番、3番、6番に適当と判断いたしました。総合判断として、立地基準および一般基準により、許可相当と判断いたしました。ご審議の方よろしくお願ひします。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況をみて）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。  
日程第3・議第57号を議題といたします。事務局次長お願いします。

- （事務局次長）日程第3・議第57号 朗読

- （議長）それでは、事務局の説明をお願いします。

- （事務局 宇高主任）おはようございます。ご報告いたします。お手元の資料をご覧ください。令和2年9月16日付けで人吉市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）についての意見決定を求められております。

まず、1ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表になります。左側の今回について、利用権設定の「田」が0㎡、「畑」が3,979㎡、合計の3,979㎡上がってきております。一番下の所有権移転について今回はありません。次に右側の本年累計は記載のとおりです。

次に2ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表になります。今回、新規が3件、再設定が0件、合計の3件上がってきております。いずれの案件も本日お配りしております調査票のとおり、それぞれの地区の担当委員さんに調査、確認をいただいております。よって全ての案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3

項の各要件を満たしていると考えます。

以上、報告を終わります。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （議長）質疑もないようですので、これから配布してあります案件調査表に目を通す時間を5分間ほどとります。10時10分まで各自で審査をお願いします。

（ 各自審査 ）

- （議長）時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。

1番から3番までの貸借設定について、原案説明のとおり決するにご異議のないかたは挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

日程第4・議第58号を議題といたします。事務局次長をお願いします。

- （事務局次長）日程第4・議第58号 朗読

- （議長）1番について12番委員の調査報告をお願いします。

- （12番委員）おはようございます。議第58号、非農地証明願についてご報告いたします。議案書をご覧ください。願出人、土地の所在は記載のとおりとなっております。地目は畑、面積は392㎡となっております。備考欄のとおり9月11日に私と堤委員、事務局から豊永主席の3人で現地確認を行っております。位置図を見ていただきますとご覧のとおり工場の隣に位置し、申請地の三方向は宅地に囲まれております。申請地を復元しても継続して利用することができないと判断いたしました。農地復元の可否については不可。調査の結果、3人の合意で適当と判断いたしました。ご審議

のほどよろしくお願いいたします。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。
- （3番委員）現在の状況はどうだったのでしょうか。
- （12番委員）山林化はしていませんでしたが、議案書の一番下に非農地判断基準が書いてありますが、3番に該当すると判断いたしました。先ほども申しましたが、山林にはなっておりませんが、竹や木が茂っております。申請地は何年も前から調査をしておりますが、完全に売地として出されていたような土地です。手前だけは草を払ってそのままにしてあったものですから、山のようになっております。
- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。  
これで本日の議事は全部終了いたしました。

（ 10時15分 終了 ）

人吉市農業委員会規則第16条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市農業委員会会長

署名農業委員

署名推進委員